

令和5年度蓬田村介護事業所等物価高騰対策支援事業支援金支給要綱をここに公布する。

令和 5年10月25日

蓬 田 村 長 久 慈 修 一

蓬田村訓令第29号

令和5年度蓬田村介護事業所等物価高騰対策支援事業支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価が高騰する中であって、利用者に価格転嫁することなく介護サービス等を続ける事業者の負担を軽減し、安定した事業運営を維持できるよう支援するため、予算の範囲内において、介護事業所等物価高騰対策支援事業支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、蓬田村補助金等の交付に関する規則（平成17年蓬田村規則第1号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、蓬田村又は青森県の認可又は指定等を受けて別表に掲げる事業所を運営する事業者（以下「事業者」という。）であって、令和5年4月1日時点で蓬田村内において事業所を開設しており令和6年3月31日まで事業を継続する見込みのあるものとする。ただし、次の各号に掲げる事業所を除く。

- (1) 申請日時点で事業を開始していないもの
- (2) 申請日時点で事業の廃止又は休止を行っているもの
- (3) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、物価高騰の影響による利用者負担の額を上げたもの。ただし、申請日時点までに利用者に当該引上げ額の返還等を実施し、利用者への価格転嫁を解消した場合においては、支給対象として取り扱うものとする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に定める額を上限とする。

(支援金の対象経費)

第4条 支援金の対象経費は、事業所において負担する光熱費、燃料費及び食材費等、物価高騰の影響を受けた経費とする。

(支援金の申請)

第5条 支援金を申請しようとする事業者は、令和5年度蓬田村介護事業所等物価高騰対

策支援事業支援金支給申請書兼概算払請求書（様式第1号）に様式で定める必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 支援金の支給申請期限は、令和6年2月29日までとする。

3 支援金の支給申請は1回限りとする。

（支援金の支給決定）

第6条 村長は前条の規定による支給の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、支援金を支給することが適当であると認めたときは、令和5年度蓬田村介護事業所等物価高騰対策支援事業支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、概算払により速やかに支援金の支給を行うものとする。

（帳簿等の整理）

第7条 支援金の支給を受けた者は、本事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（実績報告）

第8条 支援金の支給決定を受けた者は、令和5年度蓬田村介護事業所等物価高騰対策支援事業支援金実績報告書兼精算書（様式第3号）に様式で定める必要書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 実績報告の提出期限は、令和6年3月21日までとする。

（支援金の額の確定等）

第9条 村長は、前条の規定による実績報告を受け、当該報告に係る書類等を審査し、本事業の実績が支援金の支給決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、支給すべき支援金の額を確定し、令和5年度蓬田村介護事業所等物価高騰対策支援事業支援金支給額確定通知書（様式第4号）により、速やかに事業者に通知するものとする。

2 村長は、事業者に支給すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が支給されているときは、その超える部分につき期限を設けて返還させるものとする。

（決定の取消し）

第10条 村長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 事業者が偽りその他不正な行為により、支援金の支給を受けたとき。

（2） その他村長が支援金を支給することが適当でないと認めたとき。

（支援金の返還）

第11条 村長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに

係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(調査又は報告)

第12条 村長は、支援金の支給に対し必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、若しくは文書を提出させ、又は調査を行うことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(失効)

2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第10条から第12条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第2条及び第3条関係）

区 分	対象事業所（蓬田村に所在するものに限る。）	支援金の限度額（区分1の定員は、令和5年4月1日時点で判断する。）
1	介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護事業所 有料老人ホーム 短期入所生活介護事業所	定員一人当たり 70,000円 (定員50人以上:500,000円加算)
2	通所介護事業所	定員一人当たり 60,000円
3	訪問介護事業所	200,000円
4	居宅介護支援事業所	50,000円

※介護サービス及び介護予防サービス又は総合事業の指定を受けている場合は、介護サービスの種別のみ対象とする。